

利益相反管理方針

- (1) 朝日新聞信用組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等を遵守して、お客様の利益が不当に害されることがないように適切な管理を行います。
- (2) 利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、お客様相互間において利益が相反する状況をいいます。利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます）は、個々の具体的な事情に応じて該当するか否かが決まるもので、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。
 - ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
 - ② お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
 - ③ お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引
- (3) 対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて、利益相反管理を行います。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ③ 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- (4) 適正な利益相反管理を行うため、当組合に利益相反管理統括部署を設置します。利益相反管理統括部署が利益相反管理に係る当組合の情報を集約し、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。また、研修・教育を実施して、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証します。
- (5) 利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。